（証券コード2735）
平成27年11月９日

株　主　各　位

大阪市中央区城見一丁目４番70号
株式会社ワッツ
代表取締役社長　平　岡　史　生

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年11月24日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年11月25日（水曜日）　午前10時
２．場　　所　　大阪市中央区城見二丁目２番22号
　　ホテルモントレ ラ・スール大阪14階 朗鳴館
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　１．第21期（自 平成26年９月１日　至 平成27年８月31日）
　　事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第21期（自 平成26年９月１日　至 平成27年８月31日）
　　計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分（第21期期末配当）の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
　　第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

（注）１．本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　　２．本招集ご通知添付書類の事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（http://www.watts-jp.com）に掲載することによりお知らせいたします。

総会後の株主懇談会では、今回からビュッフェ形式のお食事はご用意いたしませんので、あらかじめご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成26年９月１日
至　平成27年８月31日）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年来のアベノミクス政策による１ドル120円近辺での円安基調が定着したのに加えて原油価格の安値が常態化したこと等により、輸出産業を中心に好調な業績が持続した結果、比較的堅調に推移いたしました。ただし、期末にかけての中国経済の減速懸念の表面化で、株価は乱高下する展開となりました。米国経済は、製造業が弱含みであったものの、非製造業の好調による雇用環境の大幅改善を受けて個人消費も順調に持ち直しました。欧州経済は、期中にギリシャ情勢の不安定要因はあったものの、金融緩和とユーロ安、原油安等に支えられ緩やかな回復基調を維持いたしました。アジア経済は総じて鈍化傾向が出てきた上に、中国経済の先行き不透明感が加わり、不安定な状況となりました。

わが国の小売業界におきましては、インフレ誘導によるコストアップに所得の伸びが追いつかず、消費者の節約志向はますます顕著になり、加えて円安による輸入物価の上昇と夏場の天候不順等により、個人消費は依然として本格的な回復には至りませんでした。

このような環境のもと、100円ショップ「Watts（ワッツ）」「meets.（ミーツ）」「silk（シルク）」等を展開する当社グループは、当連結会計年度から、ビジネスモデルの再構築を進めております。

これは、実生活雑貨を中心にお買い得感のある商品群をプライベートブランド「ワッツセレクト」として開発・販売し、店舗においてはローコストでの出退店とローコスト・オペレーションを継続することで、お客様満足度の向上と店舗収益確保を両立させるという、従来培ってきたノウハウは活かしながらも、多様化する顧客ニーズに応えるために新たなブランド価値を創造すべく、店舗パッケージや商品構成、POSシステムの導入等のハード面、並びに店舗運営、従業員教育等のソフト面の双方を全面的に見直す取組みであります。

当該取組みによる第一号店として、会社設立20周年にあたる平成27年２月22日に、100円ショップミーツハーバーランド店（神戸市中央区）を全面リニューアルし、新ブランド店舗「100円ショップWatts（ワッツ）ハーバーランド店」としてオープンいたしました。以降の新店につきましても、一定以上の規模の店舗については「Watts」の屋号にて出店しております。また既存店につきましても、改装の都度、順次改称を進めており、当連結会計年度末のWattsブランド店舗数は、15店舗となりました。

当社の基幹事業である国内100円ショップ事業におきましては、比較的売上規模の小さな店舗が多かったものの、通期計画の90店舗に対して113店舗を出店することができました。一方で不採算店舗の整理や母店閉鎖等による退店が64店舗あり、当連結会計年度末店舗数は直営が958店舗（50店舗純増）、FCその他が50店舗（１店舗純減）の計1,008店舗となり、100円ショップ1,000店舗を達成いたしました。

その他の店舗の当連結会計年度末店舗数につきましては、ナチュラル雑貨販売の「Buona Vita（ブォーナ・ビィータ）」は直営４店舗を出店いたしましたが、直営８店舗、FC１店舗を退店し、23店舗となっております。生鮮スーパーとのコラボである「バリュー100」は、店舗数の増減はなく１店舗のままとなりました。また、おしゃれでカラフルな商品を３つのプライスで取り揃えたスリープライスショップ「threege（スリージ）」を、平成26年11月、東京都板橋区成増に１店舗出店いたしましたが、当初計画どおりの結果が得られず、事業の継続を断念いたしました。店舗は、平成27年８月に閉鎖しております。

海外事業につきましては、東南アジアを中心とした均一ショップ「KOMONOYA（こものや）」は、タイでは９店舗出店、２店舗退店して22店舗、マレーシアでは１店舗出店して４店舗となりました。ベトナムでは、卸売にて営業していた「KOMONOYA」１店舗を、現地小売企業をフランチャイジーとしたFC店舗に変更し、さらに２店舗出店して３店舗となっております。平成26年８月に現地法人Watts Peru S.A.C.を設立したペルーでは、平成27年３月に「KOMONOYA」１号店を出店して大変好調に推移しており、平成27年６月には２号店を出店いたしました。中国での均一ショップ「小物家園（こものかえん）」は、不採算店舗１店舗を退店しましたが、直営店を２店舗、代理商（中

国式FC）を１店舗出店し、計４店舗となっております。加えて、新たに出店した直営店を拠点として行っている催事販売が非常に好調に推移しており、収益貢献できる状況が見えつつあります。

上記の通り、100円ショップの出店、その他の業容拡大については概ね計画通り進捗いたしましたが、仕入原価の上昇への対応に想定よりも時間がかかっていること、新規出店・既存店改装関連経費や、人件費、運搬費、光熱費等の増加に対する抑制に課題が残り、利益面では苦戦を強いられる結果となりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は44,462百万円（前期比2.0%増）、営業利益は1,257百万円（同29.5%減）、経常利益は1,263百万円（同29.8%減）、当期純利益は700百万円（同26.1%減）となりました。

２．設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は７億13百万円であり、その主なものは100円ショップの新規出店に伴う差入保証金、工具、器具及び備品等であります。

３．資金調達の状況

上記設備投資額は全額自己資金にて充当しており、記載すべき重要な資金調達はありません。

４．事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

５．事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

６．吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

７．他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

８．対処すべき課題

「新たなビジネスモデルの構築」「収益力の強化」「新業態の収益性の確立」「海外事業の拡大」「次世代人材の育成」を重点課題として取り組み、収益性の一段の向上と、成長性の実現を目指した経営を展開してまいります。

「新たなビジネスモデルの構築」

当社は、国内100円ショップをこれまでのローコスト出退店、ローコスト・オペレーション戦略を維持しつつも、店舗パッケージや商品構成、POSシステムの導入等ハード面並びに店舗運営、従業員教育等のソフト面双方を全面的に見直し新たなブランド価値を創造できるよう、ビジネスモデルの再構築を進めてまいります。また、これまで同様実生活雑貨を重点商品と位置づけ、独自に開発した台所・掃除・レジャー用品などを中心にした良品質でお買い得感のある商品を、プライベートブランド「ワッツセレクト」として店舗へ投入してまいります。

「収益力の強化」

昨今の円安基調が定着した環境下でも確り収益が残せるように、上記の「新たなビジネスモデルの構築」と併せて、商品調達力と経費の管理強化に取り組んでまいります。

「新業態の収益性の確立」

当社は、新たな事業を開発し、経営内容の多角化及び既存事業との連携による事業拡大を新たな成長の原動力にしたいと考えております。ナチュラル雑貨販売の「Buona Vita」、生鮮スーパーとのコラボで路面単独店の「バリュー100」等、直接に消費者との係わりを持つ店舗の展開の中から、100円ショップ事業を補完する新しい収益源の構築に取り組んでまいります。

「海外事業の拡大」

当社グループでは、将来の国内市場の成長の鈍化を見込み、平成21年８月期より海外での店舗展開を模索してまいりました。足がかりとして取り組んだタイでの展開においては現地有力企業グループと合弁化し、売上・収益極大化に向けて加速させています。今後、中国、マレーシア、ベトナム、ペルー等での積極的な展開を行い、グループの成長を牽引する事業となりうるよう、さらなる挑戦を継続してまいります。

「次世代人材の育成」

当社は、グループ規模の拡大、業務内容の多角化、海外への積極展開、未経験業務への挑戦など、グループを取り巻く環境の変化に対応できる人材を多く育成するために、この要請に応えられる人事制度の構築を目指します。また、即戦力としての中途採用も併せて実施してまいります。

９．財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 18 期 (平成24年８月期)	第 19 期 (平成25年８月期)	第 20 期 (平成26年８月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (平成27年８月期)
売　上　高（千円）	40,759,175	41,725,291	43,573,725	44,462,927
経　常　利　益（千円）	2,055,085	2,075,571	1,799,869	1,263,613
当期純利益（千円）	1,177,241	1,123,661	948,003	700,868
１株当たり当期純利益（円）	93.31	88.63	69.97	51.73
総　資　産（千円）	14,805,503	18,177,723	18,977,838	17,877,107
純　資　産（千円）	5,816,555	7,695,898	8,420,245	8,966,973

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、平成25年３月１日付で株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。従いまして、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した遡及処理後の１株当たり当期純利益を記載しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 18 期 (平成24年８月期)	第 19 期 (平成25年８月期)	第 20 期 (平成26年８月期)	第 21 期 (当事業年度) (平成27年８月期)
売　上　高（千円）	26,484,193	26,786,719	28,507,166	29,588,951
経　常　利　益（千円）	733,430	2,042,323	1,791,766	1,111,963
当期純利益（千円）	469,035	1,695,665	1,615,870	841,043
１株当たり当期純利益（円）	37.18	133.74	119.27	62.08
総　資　産（千円）	10,656,582	14,167,200	15,929,877	15,310,925
純　資　産（千円）	3,548,703	5,951,157	7,345,284	7,956,632

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、平成25年３月１日付で株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。従いまして、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した遡及処理後の１株当たり当期純利益を記載しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年８月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	店舗数
株式会社ワッツオースリー販売	10,000千円	100.0%	100円ショップの運営	811店 (48店)
株式会社ワッツオースリー北海道	10,000千円	100.0% (100.0%)	100円ショップの運営	51店
株式会社ワッツオースリー中四国	10,000千円	100.0%	100円ショップの運営	146店 (2店)
株式会社あまの	10,000千円	100.0%	インテリア雑貨の輸入及び卸販売	－
寧波喜美客家居用品有限公司	100,000千円	100.0%	100円ショップ商材の開発及び卸販売	－
上海望趣商貿有限公司	309,000千円	100.0%	中国国内での均一ショップの運営	4店 (1店)
Watts Harrisons Sdn.Bhd.	7,500千MYR	100.0%	マレーシア国内での均一ショップの運営	4店
Watts Peru S.A.C.	2,000千US$	100.0% (1.0%)	ペルー国内での均一ショップの運営	2店

（注）１．株式会社ワッツオースリー販売及び株式会社ワッツオースリー中四国、上海望趣商貿有限公司の店舗数のうち( )内はFC店舗の数であります。

２．当社の議決権比率の( )内は、当社の子会社の所有割合を内数で表示しております。

３．株式会社大専は、平成26年９月１日付にて、株式会社ワッツオースリー販売の中四国エリアにおける事業（店舗数は121店舗）を会社分割により承継するとともに、商号を株式会社ワッツオースリー中四国に変更いたしました。

11. 主要な事業内容（平成27年８月31日現在）

当社グループは、当社及び小売販売会社８社（連結子会社６社と持分法適用関連会社２社）、卸販売会社２社（連結子会社）により構成されており、主に直営店舗及びフランチャイズによる100円ショップの運営とその付随業務を行っております。

12. 事業所（平成27年８月31日現在）

(1) 当社

本　　社　：　大阪市中央区城見一丁目４番70号

(2) 子会社

株式会社ワッツオースリー販売	：	大阪市中央区
株式会社ワッツオースリー北海道	：	札幌市北区
株式会社ワッツオースリー中四国	：	岡山市北区
株式会社あまの	：	大阪市中央区
寧波喜美客家居用品有限公司	：	中華人民共和国 浙江省寧波市
上海望趣商貿有限公司	：	中華人民共和国上海市
Watts Harrisons Sdn.Bhd.	：	マレーシア共和国 クアラルンプール市
Watts Peru S.A.C.	：	ペルー共和国リマ市

13. 従業員の状況（平成27年８月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業内容	従業員数（名）	前期末比増減
100円ショップの運営とその付随業務	334　(2,553)	44名増　(123名増)
全社（共通）	40　(5)	2名増　(1名減)
合計	374　(2,558)	46名増　(122名増)

（注）１．従業員数は就業人員であり、( )内は外書で臨時従業員（１年間における１日８時間換算による平均雇用人数で算出）を記載しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
86（94）	6名増（10名増）	41.8	10.8

（注）従業員数は就業人員であり、( )内は外書で臨時従業員（１年間における１日８時間換算による平均雇用人数で算出）を記載しております。

14. 主要な借入先（平成27年８月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
株式会社三井住友銀行	441,712
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	241,673
株式会社みずほ銀行	224,649
日本生命保険相互会社	75,100
三井住友信託銀行株式会社	63,927
株式会社百十四銀行	57,000
株式会社りそな銀行	30,000

15. 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の現況に関する事項

１．株式の状況（平成27年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　36,000,000株

(2) 発行済株式の総数　13,958,800株

(3) 株　主　数　6,283名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,284,800	9.48
有限会社トリオ	1,255,600	9.27
平岡満子	765,750	5.65
大阪中小企業投資育成株式会社	648,000	4.78
有限会社アカリ	562,000	4.15
株式会社カシオペア	540,000	3.99
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	448,800	3.31
平岡史生	410,790	3.03
衣笠敦夫	395,700	2.92
ワッツ従業員持株会	395,000	2.92

（注）１．当社は自己株式410,825株を保有しておりますが、上記からは除外しております。
２．持株比率は自己株式410,825株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

２．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年８月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平岡史生	
取締役副社長	越智正直	事業本部長
取締役副社長	衣笠敦夫	事業副本部長
取締役	福光宏	管理本部長
取締役	小林晴夫	事業副本部長
取締役	勝田信弘	海外事業部長
取締役	森秀人	経営企画室長
常勤監査役	土井義隆	
監査役	山本喜一郎	
監査役	酒谷佳弘	ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役

（注）１．監査役土井義隆氏及び酒谷佳弘氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．監査役酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は監査役土井義隆氏及び酒谷佳弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役	7名	166,922千円
監査役	5名	18,403千円
合計 （うち社外役員）	12名 (3名)	185,326千円 (13,538千円)

（注）１．上記には、平成26年11月26日開催の第20回定時株主総会終結の時もって退任した監査役２名（うち社外監査役１名）を含んでおります。
２．上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額9,930千円（取締役７名に対し8,600千円、監査役３名に対し1,330千円（うち社外監査役２名に対し1,164千円））が含まれております。
３．上記のほか、平成26年11月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名に対し退職慰労金8,712千円を支給しております。当該金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額のうち監査役分8,388千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役酒谷佳弘氏は、ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社の代表取締役であります。ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏　　名	出席状況及び発言状況
監査役　酒谷 佳弘	当事業年度に開催された取締役会に16回のうち15回、監査役会18回の全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役　土井 義隆	平成26年11月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回の全てに出席しました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と監査役酒谷佳弘氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、かねてより社外取締役を置くことを検討してまいりましたが、平成27年10月９日開催の取締役会において、第21回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。従いまして、監査等委員会設置会社への移行により社外取締役を置く予定であります。

４．会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績を分析評価し、会計監査人が提示した今期の監査報酬・監査計画等を検討した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の提案を決定いたします。

５．会社の体制及び方針

（１）業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針」を次のとおり定めております。

①当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重できるように「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定し、周知徹底を図る。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。更に、「内部通報規程」を制定し、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見に努めるとともに通報者の保護を徹底する。また、当社の内部監査室においては、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社各社の内部監査を行い、重大な指摘事項で改善を要すると認められる事項がある場合は、当社代表取締役の承認を得て、改善を勧告し、フォローアップ監査を行う。

②当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」「会議規程」に基づき毎月１回取締役会を開催する。また、適時開催の当社経営会議においては、情報・意見交換を促進、効率的な職務の執行に努める。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント規程」に基づき、当社取締役会でリスクの検討・抽出を行い、損失発生の事前防止に努める。また、必要に応じて研修を行い、「各種規程」「マニュアル」の周知徹底を図る。

④当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役会は、子会社を含めた全部門での業務の遂行状況について定期的に報告を受け、課題や問題点につき関係部門等に指示を出す。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社監査役の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとする。当社監査役から当該使用人に関する指示命令を受けたときは、これに関して当社取締役及び他の使用人の指示命令は受けないものとする。また、そのことを併せて当社監査役監査基準に定める。

⑦当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の当社監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人は、以下の事項を当社監査役に報告する。

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・内部監査の実施状況
・内部通報の状況
・不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為
・重要な会計方針、会計基準及びその変更
・その他重要な事項

及びこれらの報告を行った当該使用人がそのことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定める。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用を負担する。また、そのことを併せて当社監査役規程に定める。

⑨その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知る為に、当社取締役会に加え当社経営会議等の重要な会議に出席する。また、各会議議事録・主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求める。その他、当社監査役は会計監査人及び当社内部監査室との情報交換に努め、当社及び子会社各社の監査の実効性を確保する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

当社及び子会社の従業員に対し必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育や会議体での説明を行い、法令や定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、「内部通報規程」に基づき相談または通報窓口の設置を行い、従業員全員に周知しております。

②リスクマネジメント

当社取締役会においてリスクの検討・抽出を行い、必要に応じて担当取締役が関係部署に指示を行っております。担当取締役は実施状況を確認し、随時取締役会へ報告しております。

③業務の適正の確保

当社及び子会社の事業の報告については定期的に当社取締役会で報告がなされ、課題や問題点については適時関係部署に指示が出ております。また、業務の適正については内部監査室が「内部監査計画」に基づき監査を行っており、改善が必要な場合には指摘を行っております。

④監査役の監査の実効性の確保

当社監査役は、当社取締役会に加え当社経営会議等の重要な会議に出席しております。また業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めます。定例の監査役会を開催している他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換や、当社代表取締役と定期的な面談を行っております。

（３）株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

６．会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成27年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**(13,467,162)**	**流動負債**	**(7,925,215)**
現金及び預金	5,149,822	支払手形及び買掛金	5,842,811
受取手形及び売掛金	2,052,047	短期借入金	100,000
商品及び製品	5,634,254	１年内返済予定の長期借入金	565,620
原材料及び貯蔵品	8,970	未払法人税等	137,910
繰延税金資産	237,046	未払消費税等	148,465
未収消費税等	23,567	賞与引当金	139,148
その他	383,606	その他	991,260
貸倒引当金	△22,151	**固定負債**	**(984,918)**
固定資産	**(4,409,945)**	長期借入金	468,441
有形固定資産	**(1,225,495)**	退職給付に係る負債	156,184
建物及び構築物	417,270	役員退職慰労引当金	106,193
車両運搬具	2,535	資産除去債務	62,442
工具、器具及び備品	547,889	その他	191,656
土地	257,800	**負債合計**	**8,910,133**
無形固定資産	**(54,945)**	（純資産の部）	
投資その他の資産	**(3,129,504)**	**株主資本**	**(8,845,171)**
投資有価証券	384,556	資本金	440,297
繰延税金資産	124,803	資本剰余金	1,583,816
差入保証金	2,532,536	利益剰余金	6,905,180
その他	117,907	自己株式	△84,123
貸倒引当金	△30,298	**その他の包括利益累計額**	**(121,802)**
		その他有価証券評価差額金	10,735
		為替換算調整勘定	111,066
		純資産合計	**8,966,973**
資産合計	**17,877,107**	**負債純資産合計**	**17,877,107**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成26年９月１日
　至　平成27年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		44,462,927
売上原価		27,734,609
売上総利益		16,728,318
販売費及び一般管理費		15,470,322
営業利益		1,257,995
営業外収益		
受取利息	2,454	
受取配当金	655	
受取賃貸料	23,424	
持分法による投資利益	33,917	
貸倒引当金戻入額	3,806	
その他	14,802	79,061
営業外費用		
支払利息	5,754	
退店違約金	36,753	
為替差損	2,285	
賃貸収入原価	10,789	
その他	17,860	73,443
経常利益		1,263,613
特別利益		
保険解約返戻金	229	
投資有価証券売却益	3,225	
受取補償金	2,394	
固定資産売却益	1,082	6,931
特別損失		
固定資産除却損	23,754	
固定資産売却損	3,037	
減損損失	69,310	96,102
税金等調整前当期純利益		1,174,442
法人税、住民税及び事業税	502,098	
法人税等調整額	△28,524	473,573
少数株主損益調整前当期純利益		700,868
当期純利益		700,868

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年９月１日
　至　平成27年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	440,297	1,583,816	6,434,626	△84,123	8,374,618
当期変動額					
剰余金の配当			△230,315		△230,315
当期純利益			700,868		700,868
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	470,553	－	470,553
当期末残高	440,297	1,583,816	6,905,180	△84,123	8,845,171

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	12,196	33,430	45,627	8,420,245
当期変動額				
剰余金の配当				△230,315
当期純利益				700,868
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,461	77,636	76,175	76,175
当期変動額合計	△1,461	77,636	76,175	546,728
当期末残高	10,735	111,066	121,802	8,966,973

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

・連結子会社の数……８社

・連結子会社の名称……株式会社ワッツオースリー販売
株式会社ワッツオースリー北海道
株式会社ワッツオースリー中四国
株式会社あまの
寧波喜美客家居用品有限公司
Watts Harrisons Sdn.Bhd.
上海望趣商貿有限公司
Watts Peru S.A.C.

株式会社大専は、平成26年９月１日付にて、商号を株式会社ワッツオースリー中四国に変更いたしました。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用関連会社の数……２社

・主な会社等の名称……株式会社バリュー100、Thai Watts Co.,Ltd.

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社は、決算日が連結子会社と異なりますので、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

寧波喜美客家居用品有限公司	12月31日
Watts Harrisons Sdn.Bhd.	５月31日
上海望趣商貿有限公司	12月31日
Watts Peru S.A.C.	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎としております。

連結子会社の寧波喜美客家居用品有限公司、上海望趣商貿有限公司及びWatts Peru S.A.C.の決算日は12月31日でありますが、６月30日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上の必要な調整を行っております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品……移動平均法による原価法
（物流センター在庫）（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切り下げの方法）

商品及び製品……主として売価還元法による原価法
（店舗在庫）（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品……最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他については主として定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物３年～35年、車両運搬具６年、工具、器具及び備品３年～15年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の100％相当額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、一部の連結子会社においては、中小企業退職金共済制度に加入しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間を個別に見積もり20年以内で均等償却することにしております。ただし、金額的重要性に乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　2,886,684千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,958,800株	－	－	13,958,800株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	410,825株	－	－	410,825株

3．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年11月26日定時株主総会	普通株式	230,315千円	17円	平成26年8月31日	平成26年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年11月25日開催予定の第21回定時株主総会の議案として、普通株式に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年11月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	230,315千円	17円	平成27年8月31日	平成27年11月26日

4．当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、関係会社株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式に関しては市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入保証金は、主に出店時に預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

社債及び借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、償還日または返済日は最長で決算日後３年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、受取手形及び売掛金について、与信管理規程に基づき取引先の信用状況を把握し、期日管理及び残高管理を行っております。

差入保証金は、預託先の信用状況を把握し、残高管理を行っております。

② 市場リスク（株式市場価格及び金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,149,822	5,149,822	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,052,047	2,052,047	－
(3) 投資有価証券	58,513	58,513	－
(4) 差入保証金	2,532,536	2,469,116	△63,420
資産計	9,792,919	9,792,499	△63,420
(1) 支払手形及び買掛金	5,842,811	5,842,811	－
(2) 短期借入金	100,000	100,000	－
(3) 未払法人税等	137,910	137,910	－
(4) 未払消費税等	148,465	148,465	－
(5) 長期借入金(※)	1,034,061	1,033,964	△96
負債計	7,263,248	7,263,151	△96

(※) １年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを償還予定期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらのうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	326,043

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内(千円)	１年超５年以内(千円)	５年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	5,149,822	－	－	－
受取手形及び売掛金	2,052,047	－	－	－
合計	7,201,869	－	－	－

差入保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	１年超２年以内(千円)	２年超３年以内(千円)	３年超４年以内(千円)	４年超５年以内(千円)
長期借入金	373,075	95,366	－	－

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　661円87銭

２．１株当たり当期純利益　51円73銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失69,310千円を計上しました。

地域	主な用途	種類	金額
関東	店舗14店ほか	建物及び構築物等	33,950千円
中部	店舗5店	建物及び構築物等	2,166千円
近畿	店舗8店ほか	建物及び構築物等	18,052千円
中四国	店舗3店	建物及び構築物等	7,808千円
九州	店舗2店	建物及び構築物等	7,332千円

（経緯）

上記店舗については、継続して営業損失を計上しており、当連結会計年度も営業損失を計上したため、減損損失を認識いたしました。

（グルーピングの方法）

管理会計上の区分に基づいて、主として各店舗及び事務所を基本単位としてグルーピングしております。

（回収可能価額の算定方法）

上記店舗について減損損失を認識した資産の回収可能価額については、いずれも正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等によっておりますが、売却や他への転用が困難な資産はゼロ円として評価しております。

貸借対照表

（平成27年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**(12,826,059)**	**流動負債**	**(6,704,519)**
現金及び預金	4,455,689	支払手形	2,931,569
売掛金	5,151,978	買掛金	2,894,336
商品	366,400	短期借入金	100,000
原材料及び貯蔵品	5,633	１年内返済予定の長期借入金	508,620
前払費用	10,138	未払金	107,312
繰延税金資産	23,845	未払費用	27,420
短期貸付金	2,779,684	未払法人税等	100,382
未収消費税等	12,899	預り金	5,924
その他	21,792	賞与引当金	28,953
貸倒引当金	△2,003	**固定負債**	**(649,773)**
固定資産	**(2,484,866)**	長期借入金	468,441
有形固定資産	**(250,930)**	退職給付引当金	63,998
建物	105,842	役員退職慰労引当金	96,758
構築物	534	資産除去債務	20,576
工具、器具及び備品	46,839	**負債合計**	**7,354,293**
土地	97,713	（純資産の部）	
無形固定資産	**(36,796)**	**株主資本**	**(7,945,896)**
商標権	55	**資本金**	**440,297**
ソフトウェア	34,143	**資本剰余金**	**(1,583,816)**
電話加入権	2,597	資本準備金	876,066
投資その他の資産	**(2,197,139)**	その他資本剰余金	707,750
投資有価証券	58,513	**利益剰余金**	**(6,005,905)**
関係会社株式	1,766,212	利益準備金	3,853
関係会社長期貸付金	60,000	その他利益剰余金	(6,002,051)
破産更生債権等	68	繰越利益剰余金	6,002,051
長期前払費用	13,968	**自己株式**	**△84,123**
繰延税金資産	69,833	**評価・換算差額等**	**(10,735)**
差入保証金	157,842	**その他有価証券評価差額金**	**10,735**
その他	74,061		
貸倒引当金	△3,361	**純資産合計**	**7,956,632**
資産合計	**15,310,925**	**負債純資産合計**	**15,310,925**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成26年９月１日
　至　平成27年８月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**29,588,951**
売上原価		**27,156,974**
売上総利益		**2,431,977**
販売費及び一般管理費		**1,848,412**
営業利益		**583,565**
営業外収益		
受取利息	28,601	
受取配当金	500,655	
受取賃貸料	20,538	
その他	13,188	562,983
営業外費用		
支払利息	5,339	
賃貸収入原価	18,455	
退店違約金	10,195	
その他	595	34,585
経常利益		**1,111,963**
特別利益		
保険解約返戻金	229	
固定資産売却益	223	452
特別損失		
固定資産除却損	5,879	
減損損失	44,669	50,549
税引前当期純利益		**1,061,867**
法人税、住民税及び事業税	229,234	
法人税等調整額	△8,411	220,823
当期純利益		**841,043**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成26年９月１日　至　平成27年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	440,297	876,066	707,750	3,853	5,391,323
当期変動額					
剰余金の配当					△230,315
当期純利益					841,043
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	－	610,728
当期末残高	440,297	876,066	707,750	3,853	6,002,051

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△84,123	7,335,168	10,115	7,345,284
当期変動額				
剰余金の配当		△230,315		△230,315
当期純利益		841,043		841,043
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			619	619
当期変動額合計	－	610,728	619	611,348
当期末残高	△84,123	7,945,896	10,735	7,956,632

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品（物流センター在庫）……移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切り下げの方法）
商品（店舗在庫）……売価還元法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切り下げの方法）
原材料及び貯蔵品……最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切り下げの方法）

3．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他については定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物３年～35年、車両運搬具６年、工具、器具及び備品３年～15年であります。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。また、のれんはその効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内で均等償却することとしております。ただし、金額的重要性の乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。
(3) 長期前払費用
定額法によっております。

4．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額の100%相当額を計上しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	7,869,848千円
短期金銭債務	4,648千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　217,521千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3．保証債務

関係会社の金融機関からの借入金	57,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	28,432,289千円
仕入高	16,873千円
営業取引以外の取引高	548,422千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	410,825株	－	－	410,825株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
未払事業税	6,997千円
賞与引当金	9,560千円
退職給付引当金	20,620千円
役員退職慰労引当金	31,175千円
一括償却資産	6,657千円
資産除去債務	6,629千円
その他	18,985千円
繰延税金資産小計	100,626千円
繰延税金資産合計	100,626千円
繰延税金負債	
除去債務資産	△1,844千円
その他有価証券評価差額金	△5,103千円
繰延税金負債合計	△6,947千円
繰延税金資産純額	93,679千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等名称	資本金または出資金(千円)	事業内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ワッツオースリー販売	10,000	100円ショップの運営	100%	兼任2名	当社商品販売	商品販売(※1) 貸付金貸付(※2) 利息の受取(※2)	23,657,784 1,710,927 18,354	売掛金 短期貸付金	4,180,826 2,010,988
子会社	㈱ワッツオースリー北海道	10,000	100円ショップの運営	100% (100%)	兼任2名	当社商品販売	商品販売(※1) 貸付金貸付(※2) 利息の受取(※2)	931,019 302,153 4,751	売掛金 短期貸付金	184,313 429,754
子会社	㈱ワッツオースリー中四国	10,000	100円ショップの運営	100%	兼任3名	当社商品販売	商品販売(※1) 貸付金貸付(※2) 利息の受取(※2) 債務保証(※3)	3,138,663 828,479 4,227 57,000	売掛金 短期貸付金	555,210 275,941
子会社	㈱あまの	10,000	インテリア雑貨の輸入及び卸販売	100%	兼任3名	商品仕入	商品仕入(※1) 貸付金貸付(※2) 利息の受取(※2)	16,873 60,000 551	買掛金 長期貸付金	4,648 60,000
子会社	寧波喜美客家居用品有限公司	100,000	100円ショップ商材の開発及び卸販売	100%	兼任3名	商品仕入	貸付金貸付(※2) 商品販売(※1)	30,000 13,127	短期貸付金	30,000
子会社	上海望趣商貿有限公司	309,000	中国国内での均一ショップの運営	100%	兼任4名	当社商品販売	商品販売(※1)	117,612	売掛金 未収入金	46,571 5,530
子会社	Watts Harrisons Sdn.Bhd.	7,500 千MYR	マレーシア国内での均一ショップの運営	100%	兼任1名	当社商品販売	商品販売(※1)	97,280	売掛金	20,111
子会社	Watts Peru S.A.C.	2,000 千US$	ペルー国内での均一ショップの運営	100% (1%)	兼任3名	当社商品販売	商品販売(※1)	42,108	売掛金 未収入金	11,942 8,193
関連会社	Thai Watts Co.,Ltd.	170,000 千THB	タイ国内での均一ショップの運営	49%	兼任2名	当社商品販売	商品販売(※1)	404,120	売掛金	48,026
関連会社	㈱バリュー100	50,000	雑貨品・食料品の小売販売	40%	兼任2名	当社商品販売	商品販売(※1)	28,654	売掛金	2,438

(注) 1．議決権等の所有割合の( )内は、当社の子会社の所有割合を内数で表示しております。
2．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3．取引条件及び取引条件の決定方針等
※1　商品販売・仕入につきましては、一般的取引条件と同様に決定しております。
※2　資金の貸付・借入につきましては、市場金利を勘案して設定しております。また、担保の受入はありません。
※3　主に金融機関からの借入金について債務保証を行っているものであります。なお、保証料の受取は行っておりません。
4．平成26年９月１日付にて、株式会社大専は、株式会社ワッツオースリー中四国に商号変更いたしました。

１株当たり情報に関する注記

1．１株当たり純資産額　587円29銭
2．１株当たり当期純利益　62円08銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

減損損失

当社は、以下の資産グループについて、減損損失44,669千円を計上しました。

地域	主な用途	種類	金額
関東	店舗 9 店	建物及び構築物	32,293千円
中部	店舗 1 店	建物及び構築物	1,167千円
近畿	店舗 3 店	建物及び構築物	11,208千円

(経緯)

上記店舗については、継続して営業損失を計上しており、当事業年度も営業損失を計上したため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

管理会計上の区分に基づいて、主として各店舗及び事務所を基本単位としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

上記店舗について減損損失を認識した資産の回収可能価額については、いずれも正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等によっておりますが、売却や他への転用が困難な資産はゼロ円として評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年10月20日

株式会社ワッツ
取締役会　御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙谷晋介　㊞

業務執行社員　公認会計士　俣野朋子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ワッツの平成26年９月１日から平成27年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年10月20日

株式会社ワッツ
取締役会　御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙谷晋介　㊞

業務執行社員　公認会計士　俣野朋子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ワッツの平成26年９月１日から平成27年８月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年９月１日から平成27年８月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月23日

株式会社ワッツ監査役会

常勤監査役(社外)　土　井　義　隆　㊞

監　査　役　山　本　喜一郎　㊞

監　査　役(社外)　酒　谷　佳　弘　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分（第21期期末配当）の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。この方針に基づき、当期の期末配当は普通配当を15円といたしますが、これに平成27年２月22日をもって会社設立20周年を迎えたことに伴う記念配当２円を加え、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類
　金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金17円（総額は230,315,575円）

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年11月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、企業価値の向上を図る観点から、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、会社の機関についての規定の変更、取締役及び取締役会に係る規定の変更、監査役及び監査役会に係る規定の削除、監査等委員会についての規定の新設等、所要の変更を行うものであります。また、これらと併せて、取締役会決議を要件として重要な業務執行の決定を取締役に委任することを可能とする規定を追加するものであります。なお、第25条の責任限定契約に係る規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、会社法第459条により認められている取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を新設するものであります。

(3) インターネットの普及に鑑み、法務省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットに開示することにより、株主の皆様に提供したものとみなすことができるようにするための規定を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関の設置）	（機関の設置）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。
第５条～第６条　（条文省略）	第５条～第６条　（現行どおり）
（自己の株式の取得）	（削除）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の定めにより、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
第８条～第１２条　（条文省略）	第７条～第１１条　（現行どおり）
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
	第１２条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第１３条～第１４条　（条文省略）	第１３条～第１４条　（現行どおり）
（員数）	（員数）
第１５条　当会社の取締役は、９名以内とする。	第１５条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、９名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（選任の方法）	（選任の方法）
第１６条　（条文省略）	第１６条　（現行どおり）
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	２　取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
3　（条文省略）	3　（現行どおり）
（新設）	4　補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（任期）	（任期）
第１７条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第１７条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	2　前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第１８条　（条文省略）	第１８条　（現行どおり）
2　取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	2　取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を取締役（監査等委員である者を除く。）の中から定めることができる。
（取締役会の招集権者および議長）	（取締役会の招集権者および議長）
第１９条　（条文省略）	第１９条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第２０条　取締役会の招集通知は、会日３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第２０条　取締役会の招集通知は、会日３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
2　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第２１条～第２３条　（条文省略）	第２１条～第２３条　（現行どおり）
（報酬等）	（報酬等）
第２４条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以上、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第２４条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役との責任限定契約）	（取締役との責任限定契約）
第２５条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第２５条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第２６条　取締役会は、その決議によって、会社法第３９９条の１３第５項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（新設）	第５章　　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会） 第２７条　監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。 2　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第２８条　監査等委員会の招集通知は、会日３日前までに監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第２９条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会規則） 第３０条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第５章　　監査役および監査役会	（削除）
（員数） 第２６条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（選任の方法） 第２７条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第２８条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（削除）

現行定款	変更案
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	
（常勤の監査役） 第２９条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第３０条　監査役会の招集通知は、会日３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議方法） 第３１条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会規則） 第３２条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削除）
（報酬等） 第３３条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（社外監査役との責任限定契約） 第３４条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削除）
第３５条～第３６条　（条文省略）	第３１条～第３２条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（報酬等） 第３７条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第３３条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（事業年度） 第３８条　（条文省略）	（事業年度） 第３４条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第３５条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（期末配当金） 第３９条　（条文省略）	（剰余金の配当の基準日） 第３６条　（現行どおり）
（新設）	２　当会社の中間配当の基準日は、毎年２月末日とする。
（新設）	３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第４０条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として、中間配当をすることができる。	（削除）
（配当金の除斥期間） 第４１条　期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第３７条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役全員（７名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	平岡 史生（ひらおか ふみお） （昭和35年７月４日生）	平成10年４月　当社入社 平成12年３月　取締役九州地区担当 平成12年８月　取締役経営企画室長 平成14年３月　代表取締役副社長経営企画室長 平成15年３月　代表取締役社長（現任）	410,790株
2	衣笠 敦夫（きぬがさ あつお） （昭和34年４月26日生）	昭和56年４月　衣笠商店創業 昭和61年３月　㈲オースリー設立 代表取締役社長 平成４年11月　㈱オースリーへ組織変更 代表取締役社長 平成19年２月　当社取締役 平成19年３月　取締役副社長 平成24年３月　取締役副社長事業副本部長（現任）	395,700株
3	福光 宏（ふくみつ ひろし） （昭和34年９月25日生）	平成７年６月　当社入社 平成９年２月　取締役経理部長 平成11年７月　取締役管理本部長（現任）	268,300株
4	勝田 信弘（かつだ のぶひろ） （昭和39年11月14日生）	平成７年５月　当社入社 平成17年11月　㈱関西ワッツ代表取締役 平成20年６月　㈱ワッツオースリー販売取締役 平成21年９月　同社専務取締役 平成25年４月　当社海外事業部長 平成25年11月　取締役海外事業部長（現任）	22,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	森（もり） 秀人（ひでひと） （昭和35年４月12日生）	昭和59年４月　㈱三和銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成18年10月　同行国際業務部大阪室長 平成23年10月　同行グローバルサービスセンター副所長 平成25年２月　当社に出向 経営企画室長代理 平成25年11月　取締役経営企画室長（現任）	1,300株
6（※）	山野（やまの） 博幸（ひろゆき） （昭和42年12月９日生）	平成７年５月　当社入社 平成17年11月　㈱関東ワッツ代表取締役 平成19年12月　当社事業本部部長 平成20年６月　㈱ワッツオースリー販売取締役 平成21年９月　同社常務取締役 平成26年４月　当社商品部長（現任）	46,900株
7（※）	平田（ひらた） 正浩（まさひろ） （昭和39年５月26日生）	昭和63年４月　セイコーエプソン㈱入社 平成11年６月　ノキア・ジャパン㈱入社 平成12年11月　㈱ポッカコーポレーション（現ポッカサッポロフード&ビバレッジ㈱）入社 平成17年９月　同社国際事業部事業部長 平成25年２月　エバラ食品工業㈱入社 同社海外事業本部副本部長 平成27年11月　当社入社 海外事業部部長補佐（現任）	0株

（注）１．※印は新任候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	土井　義隆（どい　よしたか） （昭和25年６月13日生）	昭和49年４月　㈱ダイエー入社 平成12年９月　㈱ダイリキ入社 平成15年４月　㈱オックス（現㈱アスモ）入社 平成19年６月　同社監査役 平成24年12月　同社監査役退任 平成26年11月　当社常勤監査役（現任）	300株
2	山本　喜一郎（やまもと　きいちろう） （昭和25年４月８日生）	平成14年４月　㈱オースリー入社 平成19年11月　当社取締役管理本部副本部長 平成20年10月　当社取締役経営企画室長 平成23年11月　当社相談役 平成26年11月　当社監査役（現任）	34,400株
3	酒谷　佳弘（さかたに　よしひろ） （昭和32年３月11日生）	昭和54年10月　日新監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和57年３月　公認会計士登録 平成10年８月　センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成16年６月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員退任 平成16年７月　ジャパン・マネジメント・コンサルティング㈱設立 同社代表取締役（現任） 平成22年11月　当社監査役（現任）	2,800株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．土井義隆氏及び酒谷佳弘氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、土井義隆氏及び酒谷佳弘氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
４．土井義隆氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでの職歴における豊富な経験や見識を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できると判断したからであります。
５．酒谷佳弘氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって５年となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い見識を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できると判断したからであります。また、当社は、同氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
６．土井義隆氏、山本喜一郎氏及び酒谷佳弘氏の選任が承認された場合、第２号議案が承認可決されることを条件として、当社と各氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬は、平成12年３月29日開催の第６回定時株主総会において、年額３億円以内としてご承認いただいておりますが、当社は、第２号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止のうえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額３億円以内と定めることといたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は７名でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名となります。

本議案は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額５千万円以内として定めることといたしたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される越智正直氏及び小林晴夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
越　智　正　直	平成８年１月　取締役（現任）
小　林　晴　夫	平成18年11月　取締役（現任）

以　　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　大阪市中央区城見二丁目２番22号
　　ホテルモントレ　ラ・スール大阪14階　朗鳴館
交通　ＪＲ利用の場合
　　ＪＲ大阪環状線「京橋駅」西口よりOBP連絡通路にて徒歩約５分
　　地下鉄利用の場合
　　地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」４番出口より
　　徒歩約３分
　　私鉄利用の場合
　　京阪電車「京橋駅」片町口よりOBP連絡通路にて徒歩約５分

